

### Ⅲ 今後の方針

#### 1. 国、県の動向

##### 母子保健

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、母子保健法の改正により市町村に母子健康包括支援センターの設置が、児童福祉法の改正により市町村に子育て世代包括支援センターの設置が努力義務化されました。国は平成32年度末までの全国展開を目指しています。

##### 成人保健（健康増進）

糖尿病が重症化するリスクの高い人に対する保健事業を行い、重症化を防ぎ、人工透析等への移行を防止する目的で、平成30年度に国、県から糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムが示されました。

健康増進法の改正により、令和元年7月から病院、学校、行政機関の庁舎で、令和2年度からは多くの人々が利用する全ての施設において原則室内禁煙となります。

##### 高齢者保健

後期高齢者の健康寿命延伸を図るため、平成30年度に国から、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインが示されました。